

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		粉じんに係る指定施設の改善命令	
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例	
条 項		第 4 8 条 第 1 項	
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 ( 電話 : 048-829-1330 )	
処 分 基 準	基 準 ( 未設定の場合はその理由 )	粉じんに係る規制基準を遵守していないと認めるとき。	
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定	平成 23 年 7 月 1 日最終改正
備 考			